

2025(R7)年度丸和奨学生募集要項 『自己開発チャレンジ奨学金』

公益財団法人
丸和育志会

【趣旨】

社会に貢献する高い志を持ち、将来の日本と世界を担う人材の育成を図る。特に、社会貢献の高い志を持ち、個人・組織・社会の健康／健全性の実現、自己の知力と人間力向上意欲の強い奨学生を選考し、本人の自己開発チャレンジに資する奨学金を授与する

【募集について】

1. 応募資格；上記【趣旨】に賛同する学生で、原則として以下の条件を満たす者
 - ア. 丸和育志会指定大学学部生及び大学院前期課程（学部4年生大学院2年生を除く）で、有能な社会人に成長したいという意欲が強く、将来社会で活躍するため在学中に自己開発計画を実施しようとする志を持つ学生
 - イ. 日本国籍を有する者
 - ウ. 他の奨学金制度との併願及び併用可。また卒業後の就職等に関する条件は特にない
2. 合格者数と給付額；本奨学金は、本人提出の自己開発計画実現費用として給付
 - ア. 合格予定者；12名
 - イ. 奨学金給付額；50万円／人 給付型（返済義務なし）
3. 自己開発計画と選考基準について
 - ・本奨学金を活用し有能な社会人に成長するため、在学中に是非やってみたい、経験してみたいと強く思うことを、自由な発想で企画し自己開発計画書を作成すること
 - ・選考基準は、下記の通りとする
 - ① 自己開発計画の行動スケジュールの具体性
 - ② 自己開発計画に対する本人の思いの強さ及び志
 - ・当財団HPの給付型奨学金事業基本方針内に示す「丸和チャレンジ奨学金導入経緯」の動画（<https://youtu.be/tY8mXbl46c4>）（2023.12末作成）は必ず視聴のことまた、丸和育志会の理念や活動については「丸和育志会HP（<https://maruwa-ikushi.org/>）」を確認ください。

4. 応募方法 **大学受付期限：2025年5月29（木）
専用フォームまたは窓口提出（17時まで）**

- ア. 応募書類提出（提出書類は返却しない）
当公益法人指定様式に従って、次の3資料を作成しWord文書で提出
 - ① 奨学生願書
 - ② 奨学生推薦書
 - ③ 自己開発計画書自己開発計画書については下記に留意
 - ①③について、窓口提出の場合別途データもメールで送付する事
 - ②学内選考通過者のみ後日依頼¹します

- ・背景と狙い；計画内容が自己の成長に役立つと考えた理由を分かり易く表現
- ・奨学金の使途；現時点で可能な限り明確な金額付表現
- ・実施時期；本選考終了（2025.9）以降に開始し、必ず在学中（学部/大学院）に完了する計画であること

☆必要であれば、内容補足資料（パワポ資料等）の付加可

イ. 提出方法；指定大学担当部署を通じて電子ファイルで送信のこと

~~ウ. 提出期限；2025.7.31（木）（当公益法人事務局必着）~~

5. 選考スケジュール（応募から決定まで）

*各大学からの応募者に対して事前書類選考を実施する。その合格者が最終選考会に参加することとする。

*すべての日程に参加必須のこと。

- ・ 4月上旬 各指定大学へ募集要項送付、 学生への告知・募集開始
～ 学内選考
- ・ 7.31(木) 各大学よりの応募者申請期限
- ・ ~8.12(火) 事前書類選考結果連絡（各大学宛に可否通知する）
- ・ 8.20(水) オンライン接続テスト（最終審査選考会と同一環境での）
- ・ 8.23(土) 最終審査選考会（オンライン）（当法人選考委員会による）
自己開発計画書の内容を、パワーポイント等を用いて分かり易く説明
（説明 10 分、質疑応答 10 分程度）
- ・ 9月初旬 奨学生最終決定（各大学宛に可否通知する）
- ・ 11.24(祝) 丸和奨学生証授与式
場所；都内ホテル 奨学生は旅費実費支給
丸和ソーシャルビジネス賞との合同授与式
- ・ 12.5(金) 奨学金振込（本人名義口座に限る）
自己開発計画実施スケジュール上、別途タイミングによる振込を希望する場合は、当法人事務局へ連絡のこと。尚、奨学生は奨学金入金確認後、各大学担当部署を通じて「奨学金領収書」を当公益法人事務局へ提出のこと
- ・ 2026年3.4(水) 2024年度奨学生「自己開発計画実施報告会」
2024年度奨学生の自己開発実施報告会（オンライン）を奨学生・大学関係者・選考委員・財団役員参加で実施するので参加すること

6. 自己開発計画の実施とフォローアップ

- ・ 各奨学生は、自己開発計画実施後 1 ヶ月以内に「自己開発計画実施報告書」を作成し、指定大学担当部署経由で提出すること 2026年3月末時点で未完了の場合はその時点での進捗状況を報告すること
- ・ 下記日程で、自己開発計画実施報告書に基づく「自己開発計画実施報告会」を実施

時期に合わせ 2 回開催予定している（1 回に纏めることもある）。各奨学生はどちらかの回で必ず実施報告をすること（実施報告会には両回とも必ず出席のこと）

- ・第 1 回 2026 年 8 月 12 日（水）
- ・第 2 回 2027 年 3 月 3 日（水）

☆「自己開発計画実施報告会」での各奨学生の報告内容こそは、本奨学金事業の目的となる。自分自身が立案した知力・人間力向上計画に基づく実際の行動結果の総括すなわち報告内容の第一評価者は、言うまでもなく奨学生自身である。今回の経験を自分の言葉で発信しそのレスポンスを含め、自分にふさわしい志すなわち自らの人生の原体験の一つに育て上げることが、丸和育志会の期待イメージである自己開発計画実施報告会の活性化（大学関係者・同期及び先輩奨学生・選考委員等支援者増等）は、丸和育志会奨学金事業活動の今後の目標の一つである

7. 丸和育志会奨学生に期待すること

- ア. 奨学生は ELPASO 会に自動的に入会となります
- イ. 奨学生は、ELPASO 会員（ELPASO 会概要 動画参照）資格を活用し、各種研究会等への自主的参加を通じて引き続き知力・人間力向上に努める

8. 丸和育志会奨学生の誓約事項

- ア. 下記項目に該当する場合、奨学生は、指定大学担当部署を通じて直ちに当公益法人事務局へ連絡すること
 - ① 留年、休学、停学、退学したとき
 - ② 留学、転学や進学予定を変更したとき
 - ③ 自己開発計画内容を実施しない、或いは内容を大きく変更するとき
- イ. 奨学生は在学中、卒業後を問わず、氏名、住所、メールアドレス、その他重要事項に変更があったときは直ちに当法人事務局へ連絡すること

9. 奨学生資格の取消と奨学金返還について

奨学生証授与並びに奨学金支給後、「自己開発チャレンジ奨学金」の【趣旨】に合致しないと認められる場合、また募集要項に掲げる応募資格の欠格、奨学生として遵守要求事項違反並びに誓約事項違反が判明した場合には、丸和奨学生資格を取り消し、奨学生証並びに給付済み奨学金の返還を求めることがある。

【自己開発計画実施事例】

<https://maruwa-ikushi.org/scholarship/challenge/>

【個人情報について】

当法人奨学金への応募に際してお預かりする個人情報を、本人の同意なしに第三者に開示・提供することはありません（法令などにより開示を求められた場合を除く）

【問合せ先】

公益財団法人 丸和育志会 事務局

〒168-0065 東京都杉並区浜田山 3-33-18 内藤ビル 202 号

担当 中村正（専務理事）

HP <https://maruwa-ikushi.org>

E-mail info@elpaso.or.jp

以上